

がいこくじんとうろく
外国人登録

にほん にちじょうたいざい よてい がいこくじん にほん う がいこくじん がいこくじんとうろく ひつよう とうろく
 日本に90日以上滞在する予定の外国人、日本で生まれた外国人は、「外国人登録」をする必要があります。登録を

がいこくじんとうろくしょうめいしょ ほっこう がいこくじんとうろくしょうめいしょ つね けいたい さいみまん かた のぞ にゅうこく
 すると「外国人登録証明書」を発行します。「外国人登録証明書」は常に携帯し(16歳未満の方は除く)、入国

しんさかん けいさつかん ていじ もと ていじ
 審査官や警察官から提示を求められたときは、提示しなければなりません。

しんせいじ 申請時	しんせいきじつ 申請期日	とど で 届 け 出 を す る 人	ていしゅつしよるい 提出書類
にゅうこく 入 国 したとき しんきとうろく (新規登録)	にゅうこく にちいない 入 国 から 90 日 以 内	ほんにん さいみまん ばあい 本人 (16歳未満の場合は) どうきよ しんぞく 同居する親族)	1 パスポート 2 写真2枚 (16歳未満は不要)
しゅつしやう しんきとうろく 出 生 の 時 刻 (新規登録)	しゅつしやう にちいない 出 生 から 60 日 以 内	ちち はは 父または母	しゅつしやうしやうめいしょ しゅつしやうとどけ 出生証明書 (出生届)
がいこくじん とうろく しょうめいしょ 外国人 登録 証明書 を ふんしつ とうなん そんしやう 紛失、盗難、損 傷 したとき がいこくじん とうろく しょうめいしょ (外国人 登録 証明書 の さいこうふ ひきかえこうふ 再交付、引替交付)	ふんしつ とうなん そんしやう 紛失、盗難、損 傷 の はんめい ひ にち 判明した日から 14 日 いない 以 内	ほんにん さいみまん ばあい 本人 (16歳未満の場合) どうきよ しんぞく は、同居する親族)	1 パスポート 2 写真2枚 (16歳未満は不要) 3 けいさつしやうちやう しやうぼうしやうちやう 警察署長や消防署長な どが 発 給 する 紛失届出 ほつきゅう ふんしつ とどけで どが 発 給 する 紛失届出 しょうめい とうなんとどけでしょうめい 証明、盗難届出証明、 かさいしょうめい 火災証明など
がいこくじん とうろく かくにん しんせい 外国人 登録 の 確 認 申 請 を する 時 刻 (外国人 登録 しょうめいしょ きりかえこうふ 証明書の切替交付)	じかい かくにん き じゅんび 次 回 確 認 の 基 準 日 から にちいない 30 日 以 内	ほんにん 本人	1 パスポート 2 写真2枚 3 がいこくじんとうろくしょうめいしょ 外国人登録証明書
しめい こくせき しょくぎやう きんむしよ 氏名、国籍、職 業、勤務所、 ざいりゅうしかく きかん など へんこう 在 留 資 格 や 期 間 等 に 変 更 があつたとき	へんこう しょうじた ひ 変 更 を 生 じ た 日 から 14 にちいない 日 以 内	ほんにん さいみまん ばあい 本人 (16歳未満の場合は) どうきよ しんぞく 同居する親族)	1 がいこくじんとうろくしょうめいしょ 外国人登録証明書 2 パスポート 3 へんこう しょうめい ぶんしよ 変 更 を 証 明 す る 文 書
きよじゆうち へんこう 居 住 地 を 変 更 し た 時 刻	しんきよじゆうち いてん ひ 新 居 住 地 に 移 転 し た 日 にちいない か ら 14 日 以 内	ほんにん さいみまん ばあい 本人 (16歳未満の場合は) どうきよ しんぞく 同居する親族)	がいこくじんとうろくしょうめいしょ 外国人登録証明書

※写真は 4.5 センチ×3.5 センチ(6ヶ月以内に撮影されたもの)で、裏側に名前を書いてください。